

一般社団法人 再生医療普及協会

定 款

平成 28年 5月 19日 設立

令和 3年 1月 1日 変更

一般社団法人再生医療普及協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人再生医療普及協会と称する。

(主たる事業所)

第2条 当法人は、主たる事業所を東京都中央区勝どき一丁目13番1号に置く。

2. 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、再生医療の安全性や質の維持向上に関する活動を行い、その成果を発信して再生医療の普及及び振興を図るとともに、会員相互間の支援及び交流を行うことによって国民の健康増進に寄与すること目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 再生医療に関する情報収集及び情報発信
- (2) 治療法の改善発展に関する研修活動及び情報発信
- (3) 会員相互の情報交換及び大学等の研究機関との交流活動
- (4) 再生医療等委員会の設置及び運営
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員 当法人が設置、運営する再生医療等委員会（以下「委員会」という。）にて再生医療等提供計画の審査を希望するため、若しくは委員会の質の維持向上に貢献するために入会した者

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。ただし、正会員については理事の過半数の承

認を得るものとする。

(経費負担)

- 第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2. 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 3. 当法人が設置、運営する委員会にて再生医療等提供計画の審査を希望する会員は、社員総会において別に定める審査料を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して書面にて申し出るものとする。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第30条及び第49条第2項に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

- 第10条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該総正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項
- (5)

(議決権)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

- 第22条 当法人に、理事3名以上を置く。
2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

- 第23条 理事は社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

- 第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 3. 理事は、第22条第1項に定める定数を欠くに至るときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

- 第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

- 第28条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

- 第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供し、第2号の書

類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書（付属明細書を含む。）
- (2) 計算書類（付属明細書を含む。）
- (3) 財産目録
- (4) その他必要と認められるもの

第6章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第30条 本定款は、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

（解散）

第31条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

以上



令和 3年 11月 日

この定款は原本に相違ありません。

一般社団法人 再生医療普及協会
代表理事 足立 智孝

